

中国税務速報

2022年11月10日

1. [国家税務総局・財政部による公告 2022年第21号] 財政部・税務総局による住宅買換支援に係る個人所得税政策に関する公告

住宅買換環境の改善を支援するため、「財政部・税務総局による住宅買換支援に係る個人所得税政策に関する公告」（2022年第30号）の規定に基づき、関連する徴収・管理に関する主要事項を次のとおり公表した。

1. 2022年10月1日から2023年12月31日までにおいて、既存住宅を売却し、売却後1年以内に同市内に住宅を新規購入する納税者は、規定に従って既存住宅売却時に支払った個人所得税の還付を申請することができる。

2. 売却した住宅または新規購入した住宅が、複数の所有者による共同所有である場合、納税者が保有する財産権の割合により、当該既存住宅の譲渡金額または新規購入住宅の購入金額を確定するものとする。

3. 既存住宅の売却日付は、納税者が住宅を売却した際の個人所得税の納付日とする。新規購入住宅が中古住宅の場合は、購入日は納税者が住宅を購入した際の契約税の納付日または不動産権利証に記載された登記日とする。また新規購入住宅が新築住宅の場合は、購入日は住宅都市農村建設部門への住宅取引契約書の届出日とする。

4. 住宅買換えに係る個人所得税の還付申請をする納税者は、既存住宅の譲渡に係る個人所得税を法令に基づき納付し、不動産所有権の変更登記を行わなければならない。新規購入住宅が中古住宅の場合は、法令に基づき契約税を納付し、不動産所有権の変更登記を行わなければならない。新規購入住宅が新築住宅である場合は、現地の住宅都市農村建設部門の要求に基づき住宅取引契約書を届け出なければならない。

5. 納税者が住宅買換えに係る個人所得税の還付政策を受ける場合、既存住宅の譲渡所得に係る個人所得税を課税した所轄税務局に還付申請する。その際、《住宅買換えに係る個人所得税の還付申請書》に以下の情報を記入しなければならない。

(i) 納税者の身分証明書 (ii) 既存住宅の住宅取引契約書 (iii) 新規購入住宅が中古住宅の場合は住宅取引契約書、不動産権利証とそのコピー (iv) 新規購入住宅が新築住宅の場合は住宅都市農村建設局に届け出た（オンライン署名）住宅取引契約書とそのコピー。

税務当局は、納税者の既存住宅及び新規購入住宅の売却に関する納税情報に基づいて、納税者に申請書の項目の事前記入サービスを提供し、また新規購入新築住宅の不動産権利証のコピー及び住宅取引契約書のコピーを保管する。納税者は申請内容を確認の上で税還付の申請書を提出する。

6. 本通知の実施期間は、2022年10月1日から2023年12月31日までとする。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n363/c5181880/content.html>

2. [財政部・税関総署・国家税務総局による公告 2022年第33号] 電子たばこに対する消費税の課税に関する公告

消費税制度を整備し、税制の公平性を維持し、さらに消費税が健康消費を誘導する役割をより一層発揮するために、電子たばこに対する消費税徴収に関して以下のように公表した。

1. 税目と課税対象について：電子たばこを消費税の課税範囲に追加し、たばこ税目の下に電子たばこという小税目を追加する。

電子たばことは、発生させたエアロゾルを吸入する電子製品であり、カートリッジ・喫煙具及びカートリッジと喫煙具を組み合わせ販売される電子たばこ製品を含む。カートリッジとは、霧化物を含む電子たばこのパーツを指す。喫煙具とは、エアロゾル吸入を可能にする電子装置を指す。

2. 納税者とは、中華人民共和国内で電子たばこの生産（輸入）、卸売りに従事する単位及び個人となる。

電子たばこ生産段階における納税者とは、たばこ専門販売生産企業の許可証を取得し、他者の電子たばこ製品の登録商標（以下、保有商標）を取得または許可を得て使用する企業を指す。OEMにより電子たばこを生産する場合は、商標を保有する企業が消費税を納付するものとする。電子たばこ卸売段階の納税者とは、たばこ専門販売卸売企業の許可証を取得して電子たばこ卸売事業を営む企業を指す。電子たばこ輸入段階における納税者とは、電子たばこを輸入する単位、個人を指す。

3. 適用税率について：電子たばこは従価税率方式で税金を確定する。生産（輸入）段階の税率は36%、卸売段階の税率は11%とする。

4. 課税価格について：納税者が電子たばこを生産、卸売する場合、生産・卸売した電子たばこの売上高に基づいて納税額を計算する。電子たばこ生産段階の納税者が代理販売方式を採用して電子たばこを販売した場合、ディーラー（販売代理店）が電子たばこ卸売企業に販売した売上高に基づいて納税額を計算する。納税者が電子たばこを輸入する場合、課税価格に基づいて納税額を計算する。

電子たばこ生産段階の納税者が電子たばこのOEM業務に従事する場合、商標を保有する電子たばこの売上高とOEMによる電子たばこの売上高は別々に納税額を計算しなければならない。両者の売上高を分けていない場合は、消費税を一括して納付することとなる。「中華人民共和国消費税暫行条例実施細則」第17条の規定と中国の電子たばこ業界の生産経営の実際状況に基づくと、電子たばこの全国平均利益率は暫定的に10%である。

5. 輸入、輸出政策について：

納税者は電子たばこを輸出する場合、輸出税還付（免税）政策を適用できる。

電子たばこを辺境住民間互市による非免税輸入品リストに追加し、規則に従って課税する。

上記の規定のほか、個人が携帯または郵送して入境された電子たばこの消費税徴収については、国務院の関連規定に従って実施する。電子たばこに係る消費税その他の事項については『中華人民共和国消費税暫定条例』、『中華人民共和国消費税暫定条例実施細則』などの規定に従って実施する。

本公告は2022年11月1日から施行される。

<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n360/c5182342/content.html>